

## 温室効果ガス排出抑制計画書等の作成・提出

■温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者（特定事業者）は、「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出量等報告書」を作成し、知事あてに提出することが義務づけられました。（平成24年4月1日施行）

### 対象となる事業者（特定事業者）の範囲

- ①県内に設置しているすべての事業所に係る前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500kl以上の事業者。（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）
- ②県内に登録している自動車の前年度末日の台数が、トラック（被けん引車除く。）とバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者。

### 計画書と報告書の概要

- ①「温室効果ガス排出抑制計画書」は、計画期間の初年度の7月末日までに、事業活動に伴う温室効果ガス排出量、抑制に関する目標、目標を達成するために実施する措置の内容等を記載した書類を作成し、県に提出することとなります。なお、計画期間は5箇年度以内で事業者が任意に定めることができます。
- ②「温室効果ガス排出量等報告書」は、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに、温室効果ガスの排出量、実施した措置の内容等を記載した書類を作成し、県に提出することとなります。

- 計画書や報告書の提出に当たっては、再生可能エネルギーの利用による算定量や、森林の保全及び整備等による算定量を排出抑制量にカウントすることができます。
- 知事は、計画書や報告書の提出があった時は、その概要を公表することとなっています。

## 県が取り組む地球温暖化対策等

■県は、条例に基づき「地球温暖化対策推進計画」を策定するとともに、次に掲げる対策を実施します。

- 再生可能エネルギーの利用、森林の保全及び整備等に関する取組を促進するための情報提供等の必要な措置を講ずる
- 日常生活における省エネを促進するための人材育成や情報提供等の必要な措置を講ずる
- 県民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促進するため、地球温暖化の防止に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めるとともに、広報等の啓発活動を行う
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「地球温暖化防止活動推進センター」、「地球温暖化防止活動推進員」及び「地球温暖化対策地域協議会」に必要な支援をする

等

# 秋田県 地球温暖化対策推進条例



地球温暖化の防止は、人類共通の喫緊の課題であり、秋田県では平成11年に「温暖化対策美の国あきた計画」を策定し、温暖化対策に取り組んできました。

しかし、平成19年度における秋田県の温室効果ガスの総排出量は、約1,000万トンと、京都議定書の基準年である平成2年度の排出量を約27%上回っており、自然豊かな県土を次世代に引き継いでいくためには、県民総参加で地球温暖化対策に一層取り組んでいく必要があります。

そこで、地球温暖化の防止について、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」を平成23年3月に公布しました。



問い合わせ先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課

Tel : 018-860-1573 Fax : 018-860-3881

E-mail : en-ondanka@pref.akita.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.akita.lg.jp/en-ondanka>

秋 田 県

## 条例の要点

■条例の要点は次のとおりです。

### 県・県民・事業者の役割と責任の明確化

県民一人ひとりが地球温暖化対策に取り組む責任があることを明らかにするとともに、地球温暖化の防止のための具体的な内容を定めました。

### 地球温暖化対策の基本的枠組みの明確化

地球温暖化対策を確実に推進するために、知事が「地球温暖化対策推進計画」を策定することを定めました。

※平成23年4月に「秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

### 事業者等からの排出量に関する計画・報告

事業者等の自主的な省エネルギー対策の促進を図るため、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に、排出量削減に関する計画書や報告書の作成・提出を義務づけました。

### 秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進

再生可能エネルギーの導入や森林吸収源対策など、秋田県の特性を踏まえた地球温暖化対策の推進について定めました。

※条例は、平成23年3月14日に施行。ただし、排出量削減に関する計画書や報告書の作成・提出に関する規定については、平成24年4月1日から施行。

## 県、事業者、県民等の責務

■条例では、県、事業者、県民及び旅行者等の責務について、次のとおり定めています。

### 県

- 地球温暖化対策推進計画を策定する。
- 市町村、事業者、県民、民間団体と連携して地球温暖化対策に取り組むとともに、県民等の取組を促進するための措置を講ずる。
- 自らの事務・事業に関して、温室効果ガス排出の抑制等のための措置を講ずる。

### 事業者と県民

- 地球温暖化の防止に関する理解を深めるとともに、県の地球温暖化対策に協力する。
- 事業者はその事業活動に関し、温室効果ガス排出の抑制等のための措置に自主的かつ積極的に取り組むとともに、環境マネジメントシステムの導入に努める。
- 県民はその日常生活において、温室効果ガス排出の抑制等に自主的かつ積極的に取り組むように努める。

### 旅行者

- 滞在中は、県の地球温暖化対策に協力するように努める。

## 温室効果ガスの排出抑制等に係る具体的な内容

■県民や事業者における温室効果ガス排出抑制等のための具体的な内容は、次のとおりです。県民や事業者の皆さまは、自主的かつ積極的に取り組みましょう。

### 1 自動車に係る温室効果ガスの排出抑制

公共交通機関や自転車の利用に努めるとともに、環境に優しい運転（エコドライブ）に努めましょう。また、自動車の購入や使用の際は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車を選択するようにしましょう。

### 2 電気機器等に係る温室効果ガスの排出抑制

電気機器やガス器具などのエネルギーを消費する機器の購入や使用の際は、温室効果ガスの排出量がより少ない電気機器等を選択するようにしましょう。

### 3 建築物に係る温室効果ガスの排出抑制

建築物の断熱性の確保やエネルギー消費量の少ない機器の導入など、省エネルギーに努めましょう。



### 4 再生可能エネルギーの使用

太陽光や太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。

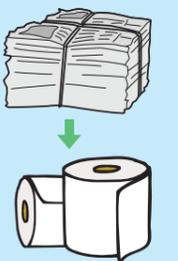


### 5 県内産木材の利用や森林の保全等

森林整備が促進されるよう、秋田スギなどの県内産木材を利用するとともに、森林の保全や整備などの温室効果ガスの吸収作用の保全や強化のための取組にできる限り協力するように努めましょう。

### 6 廃棄物の発生抑制等

3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）に取り組むなど資源の有効利用に努めましょう。



### 7 温室効果ガス排出量の把握

県民は、日常生活におけるエネルギー使用量などを把握することにより、温室効果ガスの排出量の把握に努めましょう。



### 8 日常生活における省エネ対策

県民は、日常生活において暖房機や給湯機の設定温度や使用時間などの電気機器等の使用方法を見直すことにより、できる限り省エネルギーに努めましょう。